

令和2年度定期監査（学校監査）の結果に関する措置等について

（令和3年6月25日現在）

1 監査の期間 令和3年1月8日から同年3月26日まで

2 監査対象年度 令和2年度事務（令和2年11月30日現在）

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
(1) 鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則第8条第1項によると、団体が施設を利用する場合、学校施設利用許可申請書を提出するものがあるが、申請書が提出されないまま施設を利用させている団体があった。（鹿児島玉龍高等学校）	観光交流局 観光交流部 スポーツ課	事務処理について、説明会を行い、改善について指導しているが、指摘のあった学校については直接担当者呼び出し、事務処理状況の報告を求め、指導を行った。 今後は、定期的に事務処理状況の報告を求めることとした。  (通知受理日:令和3年5月27日)	措置済
(2) 学校施設照明設備使用料条例第3条第2項によると、使用料は現金で前納しなければならないとなっているが、前納されていないものがあった。（鴨池中学校、和田中学校、鹿児島玉龍高等学校）	観光交流局 観光交流部 スポーツ課	事務処理について、説明会を行い、改善について指導しているが、指摘のあった学校については直接担当者呼び出し、事務処理状況の報告を求め、指導を行った。 今後は、定期的に事務処理状況の報告を求めることとした。 (通知受理日:令和3年5月27日)	措置済
(3) 毒物及び劇物取締法等の関連法令に基づき薬品等台帳を整備することとなっているが、令和元年度以降薬品等台帳の記載がない。（花野小学校）	教育委員会 教育部 学校教育課	担当が変わった際の引継が不十分であったことなどが主な原因であった。 指摘後、早急に薬品等台帳に記載するよう指導し、令和2年度中に台帳を整備した。 (通知受理日:令和3年5月27日)	措置済
(4) 薬品等使用簿の残量と薬品の現有量が、一致しないものがあった。また、薬品等台帳の記載方法が誤っていた。（鴨池中学校）	教育委員会 教育部 学校教育課	薬品等使用簿について、指摘後、同名の薬品も容器ごとに分け、現有量が一致するよう改めた。 また、薬品等台帳についても、令和2年度中に薬品ごとに作成し直した。 (通知受理日:令和3年5月27日)	措置済
(5) 校庭に設置されている金属製平均台の支柱の根元が腐食しており危険性があるとして、令和元年11月から立入禁止テープが巻かれたままとされている。（鴨池小学校）	教育委員会 教育部 保健体育課	修繕した場合、上面が滑りやすく怪我の恐れがあるため対応を協議していたが、危険性を考慮し、撤去することとし、令和3年4月30日に撤去が完了した。  (通知受理日:令和3年5月27日)	措置済
(6) 弓道場の防矢ネットが破れており、部活動時に使用する矢が飛び出るおそれがある。また、防球ネットの金属	教育委員会 教育部 保健体育課	防矢ネットについては、令和3年5月11日に修繕が完了した。 防球ネットについては、令和2年度中に、新たに買い替えた。	措置済

製支柱が腐食しネットも破れており、使用できない状態になっている。(和田中学校)		(通知受理日:令和3年5月27日)	
(7) 市立学校管理規則第25条第1項により、防火管理者は校長でなければならないが、教頭となっている。(和田中学校)	教育委員会 管理部 施設課	令和3年4月に防火管理者の変更手続きを行い校長に改めた。  (通知受理日:令和3年5月27日)	措置済
(8) 教育関係事務必携の「外勤等の手続」によると、勤務地から外勤地までの距離が1Km以上で公共交通機関を利用する場合、県内旅行命令簿で処理すべきところを外勤簿で処理しており、旅費を支給していないものがあった。(和田小学校)	教育委員会 管理部 総務課	指摘後、外勤簿の処理を取り消し、改めて県内旅行命令簿を作成し、旅費の支給を行った。 また、適切な外勤処理について、全学校に改めて周知した。  (通知受理日:令和3年5月27日)	措置済
(9) 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務に使用しているものがあった。 (東昌小学校、星峯東小学校、鴨池中学校)	教育委員会 管理部 総務課	私有車の公務使用の際の手続きについて、認識が不足していたもので、私有車使用伺簿兼私有車運転日誌を作成し、改めて使用承認の手続きを行った。 また、適切な外勤処理について、全学校に改めて周知した。  (通知受理日:令和3年5月27日)	措置済

#### 4 意見に対する見解

意見	担当局部課	見解
(1) 学校体育施設の開放については、昨年度の学校監査においても指摘したところであるが依然として、利用許可に関する事務手続の不備及び照明設備使用料の前納の不徹底がみられることから、各学校の運営協議会に対し適切な対応を指導されたい。(スポーツ課)	観光交流局 観光交流部 スポーツ課	事務処理については、毎年度末に説明会を行い、改善について指導しているが、改善されない学校については直接担当者呼び出し、事務処理状況の報告を求め、指導している。 今後は、各校に対し、定期的に事務処理状況の報告を求めることで、事務処理の改善と前納の徹底に努めたい。 (通知受理日:令和3年5月27日)
(2) G I G Aスクール構想により学校に配備される I C T端末については、緊急時には児童生徒が家庭等に持ち帰り活用することも想定されているが、公費によって購入された備品を家庭等においても適切に管理が行われるよう持ち出しルールや端末の管理・運営方法等について十分検討されたい。(学校教育課)	教育委員会 教育部 学校 I C T 推進センター (学校教育課より業務移管)	現在、学校のタブレット端末を家庭等で使用する必要が生じた場合における持ち出し基準や使用ルール等の策定に向けて、準備を進めており、I C T端末の適切な管理に努めたい。  (通知受理日:令和3年5月27日)

